

## 【虐待防止に関する指針】

### 1. (目的)

この指針は、介護保険法の目的に則り、利用者の尊厳の保持、人格の尊重、人権の擁護のため、その目的に深刻な影響を及ぼす可能性が高い虐待を防止するための体制を整備し、利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう図ることを目的とする。

### 2. (虐待の定義)

「虐待」とは、利用者に対して行う次の行為をいう

#### ① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれの暴行を加えること。また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること

#### ② 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護を著しく怠ること

#### ③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言や不当な差別的言動、又は著しく拒絶的な対応、その他利用者 に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### ④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又はさせること

#### ⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

### 3. (虐待の防止に関する基本方針)

① 職員は、利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない

② 利用者の生命、又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止する

③ 前項のやむを得ない場合とは、以下の要件をすべて満たしている場合をいう

(1) 利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

(2) 身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと

(3) 身体拘束等が一時的なものであること

(4) 利用者又はその家族、ケアマネジャー及び関係するサービス事業所と意見が一致していること

④ 上記要件により身体拘束等を行う場合は、その内容を記録し、期間を決めて状態を観察し定期的に見直しを図る

### 4. (虐待防止検討委員会および責任者の設置)

① 虐待防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を設置する

- ② 本委員会には運営責任者を設置し、その責任者は管理者が担当する
- ③ 本委員会は、管理者、事務職、営業職その他管理者が指名した者で構成する
- ④ 本委員会は年1回以上定期的を開催し、責任者が必要と判断した場合は都度担当者を招集する
- ⑤ 本委員会は他の事業所と合同で開催することができ、会議の実施にあたってはオンライン会議システムを用いることがある
- ⑥ 本委員会は、以下の内容について協議するものとする
  - (1) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
  - (2) 虐待防止のための指針の整備に関すること
  - (3) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
  - (4) 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - (5) 職員が虐待を把握した場合に、横浜市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - (6) 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - (7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### 5. (虐待防止のための職員研修)

責任者は、虐待防止啓発のため、職員研修を年1回以上定期的に開催する。また、新規採用時にも必ずこの研修を実施する。

- ① 研修の実施内容は必ず記録する
- ② 研修は職員全員に対して行う

#### 6. (虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法および職員の相談・報告体制)

虐待またはその疑い（以下「虐待等」）を発見したとき、又は通報を受けたときは、その職員は本指針に基づき迅速かつ適切に対応する

- ① 前項の職員は、直ちに責任者へ相談・報告し、責任者の指示を仰ぐ
- ② 責任者は、虐待の内容を確認するため関係者から聴き取りし事実確認を行い、速やかに横浜市に報告する
- ③ 責任者は、前項の職員やケアマネジャー等とともにその発生原因等を究明分析し、速やかに再発防止策を講じる
- ④ 緊急性の高い事案については、責任者の判断のもと、横浜市や区役所および警察等の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命の保全を優先する
- ⑤ 対応した内容に基づき虐待防止検討委員会を開催し、事案の検証や原因の究明分析および再発防止策について話し合い、その内容を職員全員に周知徹底する

#### 7. 成年後見制度の利用支援

利用者又はその家族に対して、求めに応じて成年後見制度の利用について説明し、適切な相談窓口を案内する等の支援を行う

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談について苦情受付担当者は、その内容について苦情解決責任者に相談・報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合は、事務責任者が代行しその対応に当たるものとする
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います
- ③ 対応の流れは、上記の「6. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法および職員の相談・報告体制」によるものとする
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します

## 9. 当該指針の閲覧

- ① 利用者又はその家族は何時でも本指針を閲覧することができる
- ② 本指針はホームページ上にも掲載し、何時でも閲覧が可能な状態とする

## 10. その他虐待防止の推進

責任者は、本指針に定める定期研修会のほか、外部研修等にも職員が積極的に参加できるよう努め、利用者の人権の擁護とサービスの質の向上を図ることとする

## 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。